

令和5年9月8日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年4月28日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名、規格、単位、数量
亜鉛引きトタン板ほか18件 別紙第1「内訳書」のとおり

(2) 納期 令和6年3月29日

(3) 納地 陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月11日（水）10時30分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総品目総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年10月10日（火）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「亜鉛引きトタン板ほか18件入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和5年10月17日（火）13時30分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年10月16日（月）17時00分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和5年10月3日（火）17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：佐藤）
 - 電話 0123-36-8611（内線5342）
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和5年9月8日～令和5年10月11日

内訳書

No.	品名	規格	単位	数量
1	亜鉛引きトタン板	仕様書及び調達品目表のとおり	SH	20
2	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	200
3	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	400
4	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	600
5	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	300
6	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	300
7	根角ボルト	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	200
8	ナット	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	2,200
9	ワッシャ	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	2,000
10	釘打機用針ロール釘	仕様書及び調達品目表のとおり	CA	50
11	釘打機用針ロール釘	仕様書及び調達品目表のとおり	CA	50
12	釘打機用針ロール釘	仕様書及び調達品目表のとおり	CA	50
13	バラ釘打機用バラ釘	仕様書及び調達品目表のとおり	CA	50
14	鉄板	仕様書及び調達品目表のとおり	SH	10
15	鉄板	仕様書及び調達品目表のとおり	SH	10
16	鉄板	仕様書及び調達品目表のとおり	SH	5
17	鉄チャンネル	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	10
18	鉄チャンネル	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	10
19	鉄アングル	仕様書及び調達品目表のとおり	EA	5

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
市販品(カタログ)調達仕様書	NQ-Z110024	
	作 成	平成26年12月 3日
	変 更	令和 1年 7月 1日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において市販品の調達を行う場合、必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

市販品とは、一般市場に流通している物品で、その仕様がカタログ等により明確にされているものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S 日本産業規格

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名・カタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表によって指定する。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量等

構造・形状・寸法・性能・質量等は、製造会社の定める仕様及びJ I S又はJ I Sに準ずる規格等による。その他、必要な場合は調達要領指定書によって指定する。

3.3 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、錆等の有害な欠陥があってはならない。

4 品質保証

検査は、GLT-CG-Z000001によるほか、契約担当官等の定める検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書に定める場合を除き、商慣習とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書に定める場合を除き、GLT—CG—Z000001による。

6 その他

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達品目表

調 達 要 求 番 号	3 M C J 1 A 0 0 0 1 3	仕 様 書 番 号	N Q - Z 1 1 0 0 2 4
調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 8 月 3 1 日	作 成 年 月 日	令 和 5 年 8 月 3 1 日
物 品 番 号 等		作 成 部 隊 等 名	北 海 道 補 給 処

1 調達品目

項目 番号	品 名	規 格	備 考
1	亜鉛引きトタン板	0.25mm×910mm×20000mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
2	根角ボルト	12mm×150mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
3	根角ボルト	12mm×180mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
4	根角ボルト	12mm×200mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
5	根角ボルト	12mm×220mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)

調達品目表

調達要求番号	3 M C J 1 A 0 0 0 1 3	仕様書番号	N Q - Z 1 1 0 0 2 4
調達要求年月日	令和 5 年 8 月 3 1 日	作成年月日	令和 5 年 8 月 3 1 日
物品番号等		作成部隊等名	北海道補給処

1 調達品目

項目番号	品名	規格	備考
6	根角ボルト	12mm×240mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
7	根角ボルト	12mm×350mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
8	ナット	M12ボルト同ナット	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
9	ワッシャ	M12ボルト同ワッシャ	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
10	釘打機用針ロール釘	50mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)

調達品目表

調達要求番号	3 M C J 1 A 0 0 0 1 3	仕様書番号	N Q - Z 1 1 0 0 2 4
調達要求年月日	令和 5 年 8 月 3 1 日	作成年月日	令和 5 年 8 月 3 1 日
物品番号等		作成部隊等名	北海道補給処

1 調達品目

項目番号	品名	規格	備考
16	鉄板	2.3mm×914mm×1829mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
17	鉄チャンネル	6mm×65mm×125mm×5500mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
18	鉄チャンネル	5mm×40mm×75mm×5500mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)
19	鉄アングル	5mm×50mm×100mm×5500mm	(共通事項) (他社の製品若しくは同等品以上の製品を含む。)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合